

京都市告示第571号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 6年 1月25日

京都市長 門川 大作

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
京都守口線	伏見区納所星柳16番地の1地先から 同町12番地の4地先まで	旧	メートル 35.00	メートル 17.90 ~ 18.25
		新	35.00	18.18 ~ 18.22
大津淀線	伏見区納所星柳16番地の1地先から 同町12番地の4地先まで	旧	35.00	17.90 ~ 18.25
		新	35.00	18.18 ~ 18.22

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
伏見西部第五経5号線	伏見区納所星柳13番地の3地先から 同町32番地地先まで	旧	メートル 357.80	メートル 6.00 ~ 11.40
		新	357.80	6.00 ~ 11.40

伏見西部第五経6号線	伏見区納所星柳33番地地先から 同町37番地の1地先まで	旧	79.40	6.00 ~ 12.50
		新	79.40	6.00 ~ 12.50

(建設局土木管理部道路明示課)